

宇美町小規模事業者応援給付金 Q&A

Q1. どのような内容ですか？

A1. 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が減少している町内の小規模事業者（法人・個人事業主）を応援するために、宇美町から10万円を給付するものです。

Q2. 宇美町にある事業所が本店ではなく、支店のみであるが対象となるのか？

A2. 対象となりません。
対象となります。

Q3. 対象事業所の従業員の数に条件はありますか？

A3. 常時使用する従業員が20人以下です。

Q4. 対象者の従業員の条件はありますか？

A4. 次の方は、従業員数に含みません。

① アルバイト、パートタイム従業員

※ただし、正社員と同等の勤務時間である場合は従業員数に含まれます。

② 個人事業主本人および同居の親族従業員

③ 会社役員

※従業員と兼務の役員は、「従業員数」に含まれます。

Q5. 設立（開業）が令和2年1月2日なのですが、対象になりますか？

A5. 対象になりません。令和2年1月1日以前に設立（開業）した事業所が対象です。
対象になります。ただし、設立（開業）日が令和2年1月2日以降の場合は、設立（開業）前に作成された収支計画等と比較して、3月～6月のいずれかの売上高が30%以上減少している必要があります。

Q6. 今年の4月に廃業したのですが、対象になりますか？

A6. 対象になりません。申請日時点で廃業していない事業所が対象です。

Q7. 売上の減少率は？

A7. 30%減です。令和2年3月～6月のいずれかの月の売上高と前年同月の売上高を比較します。ただし、設立（開業）して1年未満で開業の日が令和2年1月1日以前の事業者は、「令和2年3月の売上高と令和元年12月から令和2年2月までの平均売上高」、「令和2年4月の売上高と令和2年1月から3月までの平均売上高」、「令和2年5月の売上高と令和2年2月から4月までの平均売上高」、または「令和2年6月の売上高と令和2年3月から5月までの平均売上高」を比較します。
また、設立（開業）日が令和2年1月2日以降の場合は、上記A5の通りです。

Q8. 個人事業主で営業収入以外の収入がある場合は、対象になりますか？

A8. 別紙「減収に関する計算書」において、営業収入以外の収入がある場合に記入するア～ウの表のうち、いずれかの営業収入割合が50%以上である必要があります。

Q9. 売上高の減少を確認するための書類はどのようなものが必要か？

A9. ①直近の確定申告書類等の写し（個人事業主の場合は、本表と収支内訳書）

②比較対象月ごとの売上高がわかる帳簿等の写し

③減収に関する計算書（ホームページに様式があります） の3点が必要です。

※設立（開業）日が令和2年1月2日以降の場合は、設立（開業）前に作成された収支計画、事業計画等を添付してください。

Q10. 事業所の所在地が確認できる書類は必要ですか？

A10. 確定申告書類の写し（収支内訳書、青色申告決算書等）で分かる場合は、必要ありません。しかし、確定申告書類の写しで確認できない場合は、次のいずれかが必要です。各種営業許可書、開業届、課税明細、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物等

Q11. 宇美町に本店と複数の支店があるが、全部対象となるのか？

A11. 対象となりません。本店のみです。
ただし、本店の数が2以上ある場合は、20万円を上限（2事業所分）に支給します。

Q11. 町内に自宅兼事務所と作業場があるが全部対象となるのか？

A11. 対象となりません。
営んでいる事業で発生する一連の事務や作業等をそれぞれの事業所ですべて行っている場合のみ支給対象の事業所と取り扱います。

Q12. 複数の事業者の代表を兼ねているが、それぞれの事業者で対象となるのか？

A12. すべての事業所が対象となります。

(例)	法人① (株)うみ太郎商店 代表取締役 宇美 太郎	法人② (有)宇美企画 代表取締役 宇美 太郎	個人事業主 宇美 太郎
-----	---------------------------------	-------------------------------	----------------

Q13. 振込先は、本人以外の名義の口座でもいいですか？

A13. 振込先は、申請される法人名義または個人事業主本人名義の口座のみです。

Q14. 給付金が振り込まれるまでどれくらいの期間がかかるか？

A14. 不備のない状態の申請書類を受理して、1週間から2週間程度で振り込みます。状況によっては、それよりも時間を要する場合があります。

Q15. 申請書類が不備なく受理されたかどうかを知りたい。

A15. 書類を確認後、不備がなければ、給付金の交付に関する決定通知書を宇美町内の事業所所在地に送付いたします。不備があれば電話等で問い合わせする場合があります。

Q16. 窓口で申請の受付は可能ですか？

A16. 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、原則、郵送のみです。この制度に関する相談等は、お電話での対応となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q17. 申請書等はどこで手に入れるのか？

A17. 宇美町のホームページからダウンロードしてください。難しい場合は、お電話にてご相談ください。